



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

- 内水面漁場管理委員会指示
 - 1 漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止
- 選挙管理委員会告示
 - 73 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持ち出し及び放流等に関する次のとおり指示する。

平成19年6月2日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野恒太郎

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「当該水域」という。)においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示期間

平成19年6月2日から平成20年6月1日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求並びに議会の解散の請

求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求及び議会の議員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育委員会の委員の解職の請求に必要な連署の数を次のとおり告示する。

平成19年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

1 地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数

17,234人

2 地方自治法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定による知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

210,279人

3 地方自治法第80条第1項の規定による議会の議員の解職の請求における連署について必要な所属選挙区の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| | |
|------------|----------|
| 和歌山市選挙区 | 104,808人 |
| 海南市・海草郡選挙区 | 19,812人 |
| 橋本市選挙区 | 18,648人 |
| 有田市選挙区 | 8,901人 |
| 御坊市選挙区 | 7,173人 |
| 田辺市選挙区 | 22,895人 |
| 新宮市選挙区 | 9,223人 |
| 紀の川市選挙区 | 18,858人 |
| 岩出市選挙区 | 13,110人 |
| 伊都郡選挙区 | 8,394人 |
| 有田郡選挙区 | 13,962人 |
| 日高郡選挙区 | 15,980人 |
| 西牟婁郡選挙区 | 12,304人 |
| 東牟婁郡選挙区 | 13,161人 |